

# 「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式 仕様書（令和3年度 4月～7月）

## 1. 件名

「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式

## 2. 背景

新型コロナウイルス感染症が依然として猛威をふるっており、感染者数や重症者数等に関する報道も背景に、国民の不安が高止まりしている。また、新型コロナウイルス感染症の治療は未だ対症療法が中心であるため、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチン接種による本感染症の収束に対する期待は高い。

政府においては、現在、ファイザー社製のワクチン接種に2月17日から着手している。まずは医療従事者への接種を行い、次に高齢者への接種、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方への接種、続いて、それ以外の一般住民の方への接種に移行していくという計画の下、国民が安心して予防接種を受けていただくための各取り組みを急ピッチで進めている。

一般国民への接種が円滑に進むためには、ワクチンに対する国民の正しい理解と信頼が重要となる。しかし、日本の「ワクチン」に関する一般的なイメージについては、ワクチンそのものに対するネガティブな印象や接種に対する漠然とした不安を持っている国民が、他国に比べて多い傾向にある。

また、スマートフォンのコモディティ化により、非医学的な情報であっても、情報が急速に拡散する場合がある。このため、インターネットやSNS上において、新型コロナワクチンについての正確な情報を発信し、国民が正しい理解を得るための継続的な啓発活動が急務となっている。さらに、新型コロナワクチン接種数の増加に伴い、様々な副反応等の事案が発生した場合、科学的な視点が考慮されずに報道が過度に加熱することも予想される。その結果、SNS上での不正確な情報の拡散と相まって、接種を受けるかどうかの冷静な判断を行いうる環境を損ない、ワクチン忌避の風潮が高まる懸念もある。このため、マスメディアでの報道やSNSにおいて不正確な情報が発信された場合に迅速に対応できる体制を確保するとともに、国民に対する影響力の高いマスメディアとのコミュニケーション力を高めることが重要である。

これらの観点を踏まえ、一人でも多くの国民が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるようにし、さらには、新型コロナウイルス感染症の克服を目指すため、「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」として、適切な情報発信とリスクコミュニケーションを両輪で展開していくものである。

## 3. 事業の目的

高齢者をはじめとする一般国民への接種が予定されている新型コロナワクチンについて、

接種段階の初期において重点的かつ迅速・丁寧な情報発信を行い、正しい情報に基づいて、国民が安心して接種を受けられるよう世論形成を行い、定量的な国内の新型コロナワクチン接種数の増加を目指す。

#### 4. 契約期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

#### 5. 事業内容

##### (1) プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援

本事業におけるプロジェクトの円滑な進行を行うための体制・人員の準備および戦略的な広報観点から支援を行う。

実施体制に関しては、プロジェクト全体を一気通貫で管理できる体制および厚生労働省内への常駐も含めた体制の整備を行う。人員に関しては、下記の人員以上の準備を行い、特に厚生労働省への常駐は1名以上とすること。

##### ■ 体制・人員

- ・プロジェクトマネージャー（全体統括）
- ・広報マネージャー（広報実務責任者 ※厚生労働省に常駐）
- ・広報スタッフ（全般サポート）
- ・広報スタッフ（メディアモニタリングサポート）
- ・SNS運用担当
- ・特設サイト管理者（ディレクター）※エンジニアやデザイナーと適宜連携すること

厚生労働省に常駐する広報マネージャーの勤務時間は、平日 9:30～18:15（土日祝日除く）とするが、状況により残業や休日対応を行う場合もある。常駐する者が何らかの理由により夜間・休日対応できない場合は、業務に支障が無いよう、ほかの広報スタッフが代わりに対応する等のサポートを行うこと。ただし、いずれの場合も、労働関連法規を遵守するとともに、必要に応じ厚生労働省に協議の上業務を行うこと。

広報戦略支援に関しては、事業目的の達成に向けた効果的・効率的なアプローチを行うための準備および厚生労働省が行う発信内容に対する助言と改善を随時行うこと。

また、Q&A特設サイトに掲載するコンテンツの原案を作成する際は、科学的知見が必須であることから、ワクチンの知見を有する外部有識者とアドバイザー契約を結び連携すること。

戦略立案するにあたっては、予防接種を行う国民の優先順位や属性（年齢、基礎疾患保有者、妊婦等）を踏まえたうえで検討すること。

情報発信については、厚生労働省等が保有・運営している各種広報ツール（ウェブサイト、Q&A特設サイト、Twitter、Facebook、YouTube等）の活用や、プレスリリースの作成・配信（プレスリリース配信サービスを含む）、厚生労働省が定期的開催している記者クラブ向けの勉強会および記者会見等の支援を通じて行うこと。

## （2）新型コロナウイルスワクチンQ&A特設サイトに関する運用支援

令和2年度事業の内容を踏まえ、新型コロナウイルスワクチンQ&A特設サイトの運用支援を行う。Q&Aのコンテンツは、厚生労働省が提供するものに加え、国民にとって有益となるものについて外部有識者と連携して原案を作成し、厚生労働省の指示のもと定期更新する。

また、厚生労働省のウェブサイト本体等との連携も随時図り、それぞれのサイトのスムーズな連携を心がけること。

なお、Q&A以外の新規ページや新規コンテンツの追加については、事業の範囲内で対応が可能であれば、両者協議の上対応すること。

### （ア） 想定規模

Q&A更新数：週5～10設問（日：1～2件）※土日祝日は除く

イラストやロゴなどの制作点数：10～20点（週：1～2点）

分析ツールによるレポート提出：月1件

### （イ） 想定スケジュール

4月上旬：Q&Aカテゴリの見直し

4月中旬～7月：Q&A更新

### （ウ） 運用・保守

特設サイトを設置している専用サーバの管理・保守（月間500万PV想定）

特設サイトに設置しているチャットボットの設問修正・追加：週5～10件

軽微なデザインの修正については両者事前協議の上で対応する。

## （3）厚生労働省SNSの運用支援

コロナワクチンに関するさまざまな情報がメディアから発信されている現状を踏まえ、科学に基づく正しい情報を、分かりやすい内容と適切なタイミングでSNS（Twitter、Facebook等）を通じて継続的に発信する。

具体的には、国民に伝えるべき情報の選定・提示を適宜行い、厚生労働省の指示のもと原稿作成をする。そして、厚生労働省内でのファクトチェックが完了次第、速やかにSNSで情報発信を行い、併せて、新型コロナウイルスワクチンQ&A特設サイトの運用者および関係各所に情報提供をする。

なお、実施する際は、必要に応じてSNSに添付するまたは特設サイトに掲載するためのデジタル広報素材（静止画、動画、チラシ）の作成も行うこと。

(ア) 発信件数

本活動に関する発信件数は下記とする。

- ・厚生労働省 Twitter を通じた投稿：1日2回程度
- ・厚生労働省 Facebook を通じた投稿：週2～3回程度

※上記以外のSNSについては、厚生労働省と協議の上実施すること

※現時点での想定している目安であり、日によって変動する可能性あり

(イ) デジタル広報資材の想定作成点数

この活動に関する静止画と動画の作成件数は下記とする。

- ・静止画の作成（パワーポイントで作成したもの含む）：1か月に50点程度
- ・動画の作成：3点程度
- ・イラスト等を用いた分かりやすいチラシやリーフレット：1～2点程度

※作成点数は予算に応じて増減する可能性あり

(4) マスメディアを通じた効果的な広報の実施

テレビ、新聞、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアに対し、コロナワクチンに関する正しい情報を発信してもらうための広報支援を行う。なお、実施にあたっては、厚生労働省と密なコミュニケーションを取りながら戦略的に進めること。

(ア) プレスリリースの作成・発信支援

厚生労働省プレスリリースの作成・配信を行う。その際は、プレスリリースの自動転載サービスも活用してインターネットメディアへの確実な露出もセットで行う。

本活動に関するリリース作成数とメディア露出件数は下記とする。

- ・プレスリリース作成数：1か月に1～2本程度 ※月により変動する可能性あり
- ・インターネットメディアへの掲載件数：1配信あたり20媒体以上

(イ) 記者勉強会、記者会見、主要取材シーンにおける関係資料の作成と現場支援

厚生労働省が定期的実施する記者勉強会や記者会見、主要取材シーンにおけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを行う。

(5) 非科学的な情報等に対する対処

新型コロナワクチンに関する情報が色々なメディアから発信されているが、その中には国民の不安を過度に煽るような内容や非科学的な情報も見られ、国内世論に悪影響を及ぼしている。そのため、明らかに非科学的な内容に対しては、厚生労働省の指示に従い適切に対処する。

また、SNS上で拡散されている誤情報に対しては、科学的な知見に基づいた情報を国民にとって分かりやすい内容にして、厚生労働省の指示のもと、Q&A特設サイト等への掲載やSNS発信を行うこと。

(ア) マスメディアへの対処

インターネットネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）報道の中で、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告する。

そして、メディアへの申し入れ（書面または面談）や、正しい情報のQ&A特設サイト掲載およびSNSで発信する等の必要が生じた場合は、面会先のアポイント設定やメディアに提出する資料の作成、Q&A特設サイト・SNS原稿作成等を行う。その際は、必要に応じて外部有識者の支援も仰ぐこと。

(イ) SNS上で広く拡散されている誤情報等の対処

情報拡散の基点となっているTwitterのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告する。

そして、正しい情報を発信する必要があると厚生労働省が判断したものについては、その原案を作成し、厚生労働省の科学的な知見に基づくファクトチェックを経た上で、Q&A特設サイト掲載や厚生労働省SNSを通じて投稿する。

(6) メディアトレーニング

必要に応じ、厚生労働省のスポークスパーソン（1名）に対して、緊急事態発生時に厚生労働省の代表者としてマスメディアを通じて国民に情報発信する場面を想定したトレーニングを実施する。但し、実施内容については厚生労働省と協議の上、最終決定すること。

6. 全体スケジュール

(1) プロジェクト全体

ワクチン全体の継続的な情報発信：令和3年4月から令和3年7月まで

※令和2年度事業の成果を十分活用すること

※接種状況を踏まえ、適宜メッセージを調整すること

(2) 個別事業

(ア) 特設サイトの継続的なコンテンツ拡充と運営：令和3年4月から令和3年7月まで

(イ) SNSの運営支援（誤情報対応含む）：令和3年4月から令和3年7月まで

※令和2年度事業の実施内容を十分踏まえること

(ウ) マスメディアを通じた広報支援（誤報対応含む）：令和3年4月から令和3年7月まで

※令和2年度事業の実施内容を十分踏まえること

(エ) メディアトレーニング：適切な時期に実施

※令和2年度事業の実施内容と整合性を図りつつ行うこと

## 7. 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、厚生労働省へ届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力や経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、機動的かつ効果的な対応ができるような人員配置を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。
- (4) 受託者は、仕様書に示した内容以外にプロジェクト運営の向上の為の提案、機能追加、修正の必要がある時は速やかに厚生労働省の担当者に連絡を行い、協議の上で決定を行うこと。
- (5) 本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利等を侵害することのないように十分注意すること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者負担とする。
- (6) 受託者は、情報漏えい及び不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省へ連絡し、その問題の内容について報告するとともに、指示に従うこと。
- (7) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は負担しない。また契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置をとることがあり得る。

## 8. 再委託

### (1) 再委託の取扱い

- (ア) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。
- (イ) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (ウ) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

### (2) 再委託の承認に係る手続等

- (ア) 委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額（以下「再委託に

関する内容」という。)について記載した「再委託に係る承認申請書」を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

- ①再委託を行う合理的理由
- ②再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力
- ③その他必要と認められる事項

なお、契約金額が50万円未満の再委託(以下「軽微な再委託」という。)については、これを省略することができる。

- (イ) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、契約相手方に「再委託に係る変更承認申請書」を提出させ、審査の上、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。  
なお、軽微な再委託の場合は、これを省略することができる。

### (3) 履行体制の把握及び報告徴収

- (ア) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出させ、履行体制の把握に努めるものとする。

- (イ) 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求めるものとする。

## 9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、厚生労働省が保有するものとする。なお、成果物に著作権等の設定が必要な場合は、契約者が設定手続きを代理するものとする。

- (2) 成果物に含まれる契約者または第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、成果物の提出前にその権利者の承諾を得ることとし、契約者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

- (4) 本事業の成果物は委託期間終了後も公共財産として使用するため、数年後に著作権料等の発生や使用の制限が見込まれる著作権等の使用は行わないこと。

#### 10. 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、または本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本業務遂行中に作成された中間成果物及び最終成果物は、本業務終了に伴い厚生労働省が必要とする成果物が引き渡された後、速やかに消去、破壊等の処理を行うこと。
- (3) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、前記「3. 契約期間」の終了後においても、この項目について同様とする。

#### 11. 照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室  
担当：田中 義嗣  
電話：03-3595-3287